月25日金から12月1日木は「犯罪被害者週間」です

りますか? あなたは犯罪の被害にあったことがあ

にあっている人がいます。 残念ながら、毎日どこかで犯罪の被害

- ・犯罪の被害にあうとどうなるのか
- ・犯罪の被害にあった場合、どのような支 援が受けられるのか
- 犯罪の被害にあった人にどう接したら

ます。専門家でなくても、被害にあわれた 被害者支援の輪を広げていきましょう。 全体で被害にあわれた方々のことを考え、 で、そのことを知らない人も多いと思い 方のためにできることがあります。社会 自分自身や身近な人が被害にあうま

○いつもと変わらずに普段通りあい さつをする

○興味本位に事件のうわさ話をしな

○被害者の側に寄り添って話を聞く

ごとの相談などを行っています。 情報提供、各種専門機関等の紹介や困り 家族などに対して、病院等への付き添い、 い気持ちで接する』ことが大切です。 警察では、被害にあわれた方やそのご 『被害にあわれた方々を気遣い、優

警察の相談窓口

受け付けています けでなく、ご家族やご友人からの相談も 応じています。被害にあわれたご本人だ あわれた方々からのさまざまな相談に 警察は各種の相談窓口を設け、被害に

ので、どこに相談したらよいかわからな ださい。 については、専門の機関をご紹介します い場合にも、警察の相談窓口をご利用く また、警察だけでは対応できないこと

などで緊急の場合にのみご利用ください。 ○警察本部「けいさつ相談室」 なお、「110番」通報は、事件や事故

3025-283-9110

☎#9110(プッシュ式電話 、☆携帯電話の方はこちらへ

○警察本部「女性被害110番」

3025-281-7890

ご存じですか?犯罪被害給付制度

重傷病または障害という重大な被害を (殺人や傷害など)により、不慮の死亡、 犯罪被害給付制度は、故意の犯罪行為

でお問い合わせください。

相談してください。

てしまったら…一人で悩まずに、誰かに

もし、あなたの周りの人が被害にあっ

受けたにもかかわらず、公的救済や加害 経済的打撃の緩和を図るものです。 金を支給することにより、その精神的 者または遺族に対して、社会の連帯共助 者側からの損害賠償も得られない被害 精神に基づき国が犯罪被害者等給付

①身体に重大な負傷または疾病(重傷 金、遺族給付金の3種類があり、犯罪被 害により、次の場合に支給されます。 給付金には、重傷病給付金、障害給付

がら、

③死亡した場合 ②身体に障害(1~14級)が残った場合 病)を受けた場合

とができません。 る死亡、重傷病または障害の発生を知っ から7年を経過したときは、申請するこ 該死亡、重傷病または障害が発生した日 た日から2年を経過したとき、または当 犯罪被害者等給付金は、犯罪行為によ

> お越しください。 い方は、ぜひ 体験をした

12月4日(日)

午後1時~3時30分

から6カ月以内に限り、申請することが ができなかったときは、理由のやんだ日 ただし、やむを得ない理由により申請

対象者

保護者

の方々 小・中学生、

・プレイベント(子ども鬼太鼓)

場所

金井コミュニティセンター

(千種240番地)

(受付 午後0時3分から)

☎025-285-0110(代表)ま 警務課 犯罪被害者支援室 最寄りの警察署または、警察本部警務部 申請の手続きなど、詳しくは、

お問い合わせ

雇用対策係☎6─3791

市役所産業振興課

課題解決型職場体験発表(予定) 企業十数社の職場体験や説明

を捕る網や工事道具など、普段 イベントを開催します。 各企業がブースを設置し、

まな企業を知ってもらうため

保護者の方々に、佐渡のさまざ

佐渡で育つ小・中学生とその

きます。楽 や説明を受 な職場体験 見られないものに間近で触れな しくお仕事 けることがで 簡単

昨年の説明会の様子

キャリア教育推進イベント

〝佐渡再発見〟を開催します